

仕様書

1 委託事業名

令和8年度「京都おいしい減塩プロジェクト」企画・運營業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

金 5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託業務内容

(1) 共通事項

- ① 受託者は、事務局を設置し、事業の企画、準備、運営、効果検証、報告までの一連の業務を一括して行うものとする。
- ② 業務の遂行に要する費用（景品代、システム利用料、Vivoo購入代等を含む）は、すべて委託料に含むものとする。
- ③ 委託事業の実施に伴い作成された成果物等の著作権は、原則として発注者に帰属するものとする。
- ④ 受託者は、本業務の目的達成に資する独自の提案や創意工夫を積極的に行うこと。

(2) 委託業務の内容

① 食の健康づくりレシートキャンペーンの企画・実施

ア 事業概要

市内で販売されている「減塩」「食塩〇%カット」等の減塩を標榜した商品を購入した市民を対象に、オンラインレシート応募方式のキャンペーンを実施する。

また、カリウムを多く含む野菜の購入レシートを併せて提出した場合は、当選確率が上がる仕組みとする。応募時には簡易アンケートを実施し、回答者を対象としたダブルチャンス抽選を実施する。

また、協力店舗においては、キャンペーン周知のためのPOPやポスター掲出等を実施し、購入行動と食生活改善意識の両面からのアプローチを行う。

イ 実施時期・対象者

実施時期：令和8年11月1日（日）～ 11月30日（月）

抽選当選通知・賞品発送：令和8年12月～令和9年1月

対象者：京都市民

ウ 対象商品

パッケージ上で「減塩」「食塩〇%カット」「塩分控えめ」等、減塩を標榜する表示が確認できる商品。

※特定のメーカー・事業者に偏らない、公平な設計とする。

エ 委託内容

(ア) 申込用ランディングページの制作及び運営

□ 企画・設計

- ・キャンペーンのコンセプト及びデザインに合致したUI/UX設計を提案し、京都市と協議・承認を得ること。
- ・応募者情報入力フォーム、レシート画像アップロード機能、簡易アンケート機能、応募完了画面の構成案を作成し、京都市と合意形成すること。
- ・当選確率向上メカニズム（カリウムを多く含む野菜の購入レシート提出）のシステム実装方法を検討し、京都市と協議のうえ、決定すること。
- ・キャンペーン規約、個人情報の取り扱いに関する規約を策定し、京都市の承認を得ること

□ 制作

- ・申込用ランディングページを制作し、公開前に京都市による内容確認及び動作確認のためのテスト環境を提供すること。
- ・ドメイン取得、レンタルサーバー手配、SSLサーバー証明書設定等、公開に必要な全ての環境構築を行うこと。
- ・サイトはスマートフォンからのアクセスを考慮したレスポンシブデザインとすること。
- ・申込時に入力が必要な事項として、住所、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を必須項目として設定すること。その他の詳細項目については京都市と協議のうえ、決定し実装すること。

□ 運営

- ・キャンペーン期間中（令和8年11月1日～11月30日）及び応募内容確認期間を含む期間において、申込用ランディングページを安定的に運営・維持管理すること。
- ・システムの障害発生時には、迅速に復旧作業を行うとともに、京都市に速やかに報告すること。
- ・個人情報保護及びセキュリティに関する適切な措置を講じ、定期的なセキュリティチェックを実施すること。
- ・応募データの正確性を確保するための入力チェック機能等を実装し、データの保全に努めること。
- ・その他、運営に関する詳細はその都度京都市と協議のうえ決定する。

(イ) キャンペーン当選者の抽選及び賞品の発送等

□ 抽選企画・実施

- ・抽選方法（自動抽選システム、手動抽選など）を提案し、京都市の承認を得ること。
- ・応募条件（対象商品、レシート内容、期間など）に基づき、有効な応募データを抽出・選定すること。
- ・カリウムを多く含む野菜の購入レシートを提出した応募者の当選確率を上げるための公正な抽選システムを構築する又は、または手動抽選においては公平性を担保す

る手順書を作成すること。

- ・ダブルチャンス抽選の実施方法を策定し、京都市の承認を得ること。

□ 賞品の提案・手配

- ・景品表示法に準拠し、キャンペーンの趣旨（健康増進、京都らしさ）に沿った健康的な賞品案を複数提案し、京都市の承認を得ること。賞品の種類、数量、金額、調達先について詳細な提案を行うこと。
- ・承認された賞品を期日までに手配し、品質及び数量を確認すること。

□ 当選通知・発送

- ・当選者への通知方法（メール、書面など）を京都市と協議し、確定後、通知文面を作成・送付すること。
- ・当選者から必要な個人情報（氏名、住所、連絡先等）を安全かつ確実に収集すること。
- ・令和9年1月末日までに賞品の梱包、発送を完了させること。
- ・発送物の破損、紛失、誤配送等のトラブルが発生した場合、速やかに京都市に報告し、対応策を講じること。再発送が必要な場合は速やかに手配すること。

□ 問い合わせ対応

- ・キャンペーン期間中及び賞品発送期間における応募者からの問い合わせ（当選、賞品、応募方法等に関するもの）に対応するための窓口（電話、メール等）を設置し、適切に対応すること。
- ・問い合わせ内容を記録し、京都市へ定期的に報告すること。

(ウ) キャンペーン周知用POP、ポスターの作成・協力店舗への配送

□ 企画・デザイン

- ・キャンペーンのコンセプト及びターゲット層に合わせたPOP、ポスターのデザイン案を複数作成し、京都市の承認を得ること。デザインにはキャンペーンのQRコード等を含めること。
- ・配布するPOP、ポスターのサイズ、素材、部数を京都市と協議のうえ、決定すること。

□ 制作

- ・承認されたデザインに基づき、印刷会社等への発注、色校正等の作業を実施し、高品質なPOP、ポスターを制作すること。

□ 配送

- ・京都市から提供される協力店舗リストに基づき、各店舗への適切な梱包と配送計画を立案すること。
- ・配送先に確実に届くよう、運送業者との連携、追跡管理を行うこと。
- ・配送完了後、京都市に報告すること。

(京都市が行う業務)

協力店舗へのキャンペーン参加依頼、POP・ポスター設置交渉、その他調整は京都市が主体的に実施する。受託者は必要に応じて京都市と連携し、協力体制を築くものとする。

(エ) 応募アンケート集計・分析

□ アンケート項目設計

- ・京都市の健康づくり施策の検討に資するため、応募時に実施するアンケートの質問項目を京都市と協議のうえ、具体的に設計すること。食生活習慣、減塩意識、キャンペーン参加動機等が含まれる。

□ データ収集・管理

- ・応募フォームを通じて収集されたアンケートデータを一元的に管理すること。
- ・個人情報特定されない形で集計・分析を行うこと。

□ 集計・分析・報告

- ・収集したアンケートデータを集計し、統計的な分析を行うこと。
- ・応募者の属性（年代、性別等）とアンケート結果のクロス分析を実施し、示唆深い分析結果を導き出すこと。
- ・分析結果から読み取れる、参加者の食生活意識、行動変容の可能性、今後の施策への示唆等を考察としてまとめること。
- ・集計結果と分析結果を事業報告書に含め、今後の健康づくり施策の検討資料として活用できるよう詳細かつ分かりやすい形で報告すること。

(オ) 参加者を増加させる工夫

- ・上記の委託業務内容に加え、キャンペーン参加者（応募者）の増加を促すための具体的な企画や施策を積極的に提案すること。
- ・提案する工夫については、費用対効果や実施可能性も考慮し、京都市と協議のうえ、採用の可否を決定する。

② 栄養モニタリング事業の企画・実施

ア 事業概要

大塚製薬株式会社が展開する栄養モニタリングアプリ「Vivoo」^{※1}を、食生活の見直しに取り組む企業・事業所に提供し、従業員が2回の測定を通じて食生活の気づきを得る機会とする。

アプリによる食事のアドバイスや京都市健康づくり応援サイト「京・けんこうひろば」^{※2}などから発信される健康的な食生活に関する情報を活用し、食生活の改善を目指す。

※1 「Vivoo（ビブー）」

尿をかけた試験紙（Vivooストリップ）をスマートフォンで読み取り、食塩摂取状況や水分レベル等の6つの測定項目により日々の栄養状態を手軽に“見える化”できる栄養モニタリングサービス

※2 京都市健康づくり応援サイト「京・けんこうひろば」

<https://kyo-kenko.city.kyoto.lg.jp/>

イ 実施時期・対象者

実施時期：令和8年10月～11月

対象者：市内に所在する企業・事業所に勤務している方（700名）

※中小企業・事業所を主な対象とし、事業周知は主として京都市が行う。

※申込は企業・事業所ごとに行い、1事業所当たり10名以上とする。

ウ 委託内容

(ア) 測定キット（Vivooストリップ）の購入

- ・京都市が予定する参加者数（700名）及び各参加者の測定回数（2回）に基づき、必要なVivooストリップの総数（最高1400個）を算出し、京都市に報告すること。
- ・京都市と大塚製薬株式会社との調整が完了次第、確定した数量のVivooストリップを購入・確保すること。購入手続きに関する費用は委託料に含まれるものとする。

(イ) 事業説明チラシの作成

□ 企画・デザイン

- ・企業・事業所向け及び参加従業員向けの事業説明チラシのデザイン案を作成し、京都市の承認を得ること。
- ・チラシには、Vivooの概要、測定方法、アプリの利用方法、参加のメリット、申込方法、スケジュールなどを分かりやすく記載すること。京都市健康づくり応援サイト「京・けんこうひろば」への誘導も含むこと。
- ・チラシのサイズ、素材、部数を京都市と協議のうえ、決定すること。

□ 制作・印刷

- ・承認されたデザインに基づき、印刷会社等への発注、色校正等の作業を実施し、高品質なチラシを制作・印刷すること。

(ウ) 参加事業所の募集・管理・測定キット（Vivooストリップ）等の配送

□ 申込フォーム制作・運営

- ・参加を希望する企業・事業所からの申込みを受け付けるためのオンライン申込フォームを制作し、公開前に京都市による内容確認及び動作確認のためのテスト環境を提供すること。
- ・申込フォームには、企業・事業所名、担当者連絡先、参加人数、事業所の所在地等の情報を入力できるよう設計すること。
- ・キャンペーン期間中、申込フォームを安定的に運営・維持管理すること。
- ・収集した申込情報を安全に管理し、京都市に提供すること。

□ 参加事業所管理

- ・申込のあった企業・事業所のリストを管理し、京都市に随時報告すること。
- ・参加の可否については、京都市と協議のうえ、決定すること。特に中小企業・事業所への配慮や、1事業所当たり10名以上という条件の確認を行うこと。

□ 配送準備

- ・決定された参加事業所ごとに、参加説明用チラシ、Vivooストリップなどを含む測定キットを準備し、配送すること。
- ・Vivooストリップの有効期限、保存方法等に留意して取り扱うこと。

□ 配送

- ・準備した測定キットを、参加事業所ごとの担当者宛に配送すること。
- ・配送業者との連携、追跡管理を行い、確実な配送を担保すること。

(エ) 1回目・2回目測定時のアンケート実施・分析

□ アンケート項目設計

- ・参加者の属性、測定前の食生活状況、健康意識、行動変容の意欲などを把握するための1回目測定時アンケート項目を京都市と協議のうえ、設計すること。
- ・Vivooによる測定結果を踏まえた行動変容や食生活改善の実施状況、効果の実感等を把握するための2回目測定時アンケート項目を京都市と協議のうえ、設計すること。

□ アンケート実施

- ・測定キットに同封又はオンラインアンケートフォームとして、1回目及び2回目測定時に参加者が回答できるよう手配すること。
- ・アンケートの回収率向上に努めること。

□ データ収集・管理：

- ・回収したアンケートデータを一元的に管理すること。
- ・個人情報保護法及び関連法令を遵守し、個人情報が特定されない形で集計・分析を行うこと。

□ 集計・分析

- ・収集したアンケートデータを集計し、統計的な分析を行うこと。
- ・1回目と2回目測定時のアンケート結果を比較し、Vivooの利用が参加者の食生活意識や行動にどのような変化をもたらしたかを分析すること。
- ・参加者の属性（年代、性別、企業規模等）とアンケート結果のクロス分析を実施し、事業の効果や課題を多角的に分析すること。
- ・分析結果から、事業の効果、改善点、今後の健康づくり施策への示唆等を考察としてまとめること。

□ 報告

- ・集計結果と分析結果を事業報告書に含め、今後の健康づくり施策の検討資料として活用できるよう詳細かつ分かりやすい形で報告すること。

(オ) 食生活改善を促す工夫

- ・初回測定から2回目の測定までの間、参加者が継続的に食生活改善に向けた取り組みを実践できるような具体的な工夫（例：リマインダー機能の活用提案、京都市の健康情報を活用したメッセージ配信等）を積極的に提案すること。
- ・提案する工夫については、実施可能性、効果性、費用などを京都市と協議し、採用の可否を決定する。

5 成果物の提出

本委託業務内で制作したPOPやチラシ等については、以下の資料を成果品として提出するものとする。

- ・入稿用版下データ
- ・PDFデータ

6 報告及び報告書の提出

業務完了後、実施報告書を提出すること。報告書には以下の事項を記載すること。

- ・キャンペーン応募件数、当選件数、参加者属性等
- ・栄養モニタリング応募数（事業者数・応募者数）
- ・アンケート集計結果及び考察（食生活行動変容等）
- ・協力店舗における啓発イベントの実施状況
- ・効果検証の結果（購買行動変容、Vivoo利用による意識変容等、定量・定性データを含む）
- ・事業全体の成果と課題、次年度への提言
- ・業務遂行上発生したトラブルとその対応

7 請求及び支払

委託費用は、業務終了後に、請求に基づき支払うものとする。

8 秘密の保持

受託者は、業務の遂行に当たり次の対策を実施すること。

(1) 個人情報の保護

個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては個人情報の保護に関する法律、京都市個人情報保護条例、京都市情セキュリティ対策基準及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止

京都市の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務目的以外に利用し、又は京都市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(4) 複写及び複製の禁止

業務を処理するために京都市から提供された個人情報が記録された資料等を、京都市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(5) 事故発生時の報告

個人情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん等の事故が生じたときは、直ちに京都市に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。

(6) その他

受託者は、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定めのある事項について遵守しなければならない。

9 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、業務の一部について、あ

らかじめ京都市が認めた場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては事前に本市職員と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、業務の進捗状況については、本市担当職員との連絡を密にすること。
- (3) 本市において、本業務とは別に減塩・食育に取り組む民間事業者等と連携した啓発を行う場がある。当該啓発を本業務内の企画と連動させる可能性もあるため、その際は本市と受託者の協議により対応するものとする。
- (4) 受託者は、業務遂行に当たり労働法その他の関係法令を遵守すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、京都市が定めるものとする。